

宮 城 県 公 報

令和 8 年 10 月 23 日（金）
定期第 741 号

目 次

規則

- 荒砥沢ダム操作規則の一部を改正する規則（河川課）
- 小田ダム操作規則の一部を改正する規則（同）

告示

- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農村振興課）
- 平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正（水産林政総務課）
- 道路の供用開始（道路課）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（契約課）

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催（教育庁総務課）

次の規則をここに公布する。

令和8年10月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 68 号 荒砥沢ダム操作規則の一部を改正する規則

宮城県規則第 69 号 小田ダム操作規則の一部を改正する規則

荒砥沢ダム操作規則の一部を改正する規則

荒砥沢ダム操作規則（平成14年宮城県規則第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第19条関係）		別表（第19条関係）	
期	間	期	間
[略]		[略]	
4月26日から5月10日まで		4月26日から5月10日まで	
5月11日から9月10日まで		5月11日から9月10日まで	
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田ダム操作規則の一部を改正する規則

小田ダム操作規則（平成18年宮城県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
目次 第 1 章～第 7 章 [略] <u>附則</u> 別表（第18条関係） <table><tr><th>期</th><th>間</th><th>ダム地点水量</th></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>4 月26日から 5 月10日まで</td><td></td><td>毎秒<u>2. 225立方メートル</u></td></tr><tr><td>5 月11日から 9 月10日まで</td><td></td><td>毎秒<u>3. 317立方メートル</u></td></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> 備考 [略]	期	間	ダム地点水量		[略]	[略]	4 月26日から 5 月10日まで		毎秒 <u>2. 225立方メートル</u>	5 月11日から 9 月10日まで		毎秒 <u>3. 317立方メートル</u>		[略]	[略]	目次 第 1 章～第 7 章 [略] 別表（第18条関係） <table><tr><th>期</th><th>間</th><th>ダム地点水量</th></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>4 月26日から 5 月10日まで</td><td></td><td>毎秒<u>2. 408立方メートル</u></td></tr><tr><td>5 月11日から 9 月10日まで</td><td></td><td>毎秒<u>3. 452立方メートル</u></td></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> 備考 [略]	期	間	ダム地点水量		[略]	[略]	4 月26日から 5 月10日まで		毎秒 <u>2. 408立方メートル</u>	5 月11日から 9 月10日まで		毎秒 <u>3. 452立方メートル</u>		[略]	[略]
期	間	ダム地点水量																													
	[略]	[略]																													
4 月26日から 5 月10日まで		毎秒 <u>2. 225立方メートル</u>																													
5 月11日から 9 月10日まで		毎秒 <u>3. 317立方メートル</u>																													
	[略]	[略]																													
期	間	ダム地点水量																													
	[略]	[略]																													
4 月26日から 5 月10日まで		毎秒 <u>2. 408立方メートル</u>																													
5 月11日から 9 月10日まで		毎秒 <u>3. 452立方メートル</u>																													
	[略]	[略]																													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県告示第706号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 8 年 10 月 23 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要
別冊のとおり
- 2 認可年月日
令和 8 年 10 月 23 日

宮城県告示第707号

県営東田地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和8年10月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年10月23日から令和8年11月24日まで
- 3 縦覧場所
栗原市役所

宮城県告示第708号

平成19年宮城県告示第318号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和8年10月23日から施行する。

令和8年10月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
法第104条第3号に掲げる漁業 (のり養殖業) [略]	法第125条の2に掲げる漁業 (のり養殖業) [略]																
法第104条第3号に掲げる漁業 (わかめ養殖業) [略]	法第125条の2に掲げる漁業 (わかめ養殖業) [略]																
法第104条第3号に掲げる漁業 (こんぶ養殖業) [略]	法第125条の2に掲げる漁業 (こんぶ養殖業) [略]																
法第104条第3号に掲げる漁業 (ほたて貝養殖業) [略]	法第125条の2に掲げる漁業 (ほたて貝養殖業) [略]																
法第104条第3号に掲げる漁業 (特定かき養殖業) [略]	法第125条の2に掲げる漁業 (特定かき養殖業) [略]																
法第104条第3号に掲げる漁業 (ほや養殖業) <table><tr><td>加入区の名称</td><td>区 域</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>宮城県第10加入区</td><td>宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区</td></tr><tr><td>宮城県第11加入区</td><td>(欠番)</td></tr></table>	加入区の名称	区 域	[略]	[略]	宮城県第10加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区	宮城県第11加入区	(欠番)	法第125条の2に掲げる漁業 (ほや養殖業) <table><tr><td>加入区の名称</td><td>区 域</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>宮城県第10加入区</td><td>宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち<u>指ヶ浜、御前浜の区域</u></td></tr><tr><td>宮城県第11加入区</td><td>宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち<u>尾浦の区域</u></td></tr></table>	加入区の名称	区 域	[略]	[略]	宮城県第10加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち <u>指ヶ浜、御前浜の区域</u>	宮城県第11加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち <u>尾浦の区域</u>
加入区の名称	区 域																
[略]	[略]																
宮城県第10加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区																
宮城県第11加入区	(欠番)																
加入区の名称	区 域																
[略]	[略]																
宮城県第10加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち <u>指ヶ浜、御前浜の区域</u>																
宮城県第11加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち <u>尾浦の区域</u>																

宮城県第12加入区	<u>(欠番)</u>	宮城県第12加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち竹浦の区域
宮城県第13加入区	<u>(欠番)</u>	宮城県第13加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち桐ヶ崎の区域
宮城県第14加入区	<u>(欠番)</u>	宮城県第14加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち小乗浜、高白浜の区域
宮城県第15加入区	<u>(欠番)</u>	宮城県第15加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち横浦、大石原浜の区域
宮城県第16加入区	<u>(欠番)</u>	宮城県第16加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち塚浜の区域
宮城県第17加入区	<u>(欠番)</u>	宮城県第17加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち江島の区域
宮城県第18加入区	<u>(欠番)</u>	宮城県第18加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち出島の区域
宮城県第19加入区	<u>(欠番)</u>	宮城県第19加入区	宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち寺間の区域
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
宮城県第21加入区	〔略〕	宮城県第21加入区	〔略〕
宮城県第22加入区	宮城県漁業協同組合の北上町十三浜支所の地区		

宮城県告示第709号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和 8 年 10 月 23 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 23 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	涌谷田尻線	大崎市田尻大沢字新柳沢 11 番 2 地先から 同市田尻大沢字南中江 172 番 1 地先まで	令和 8 年 10 月 23 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年10月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
流体C A Eシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年10月7日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
株式会社東栄科学産業 仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
39,250,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和8年8月28日

宮城県教育委員会告示第11号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和8年10月23日

宮城県教育委員会

教育長 小 野 寺 邦 貢

1 日 時 令和8年10月28日 午後1時30分

2 場 所 教育委員会会議室

3 事件

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 教育委員会規則の改廃について

第3号議案 宮城県指定文化財の指定について

4 傍聴者の定員

12人

5 傍聴手続

（1） 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

6 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁総務課総務班（電話022-211-3611）